

29. 役職員等の個人情報に関する規程

三 菱 製 紙 健 康 保 険 組 合

役職員等の個人情報に関する規定 目次

第 1 条（目 的）	3 頁
第 2 条（役職員の定義）	3 頁
第 3 条（関連規程等の準用）	3 頁
第 4 条（利用目的等）	3 頁
附則	3 頁
別表 健康保険組合の役職員に関する個人情報及び利用目的.....	4 頁

注：当規程は、“内部規定”として扱われるため、厚生局への届出は行っていない。
（健保連通達による処置）

役職員等の個人情報に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号)、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発第0414第18号厚生労働省保険局長通知。)、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、三菱製紙健康保険組合(以下、「組合」という。)が保有する役職員及びその家族(以下、「役職員等」という。)に関する個人情報の漏えい・滅失またはき損等(以下、「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(役職員の定義)

第2条 本規程による役職員とは、組合と直接の雇用関係にある者の他、派遣社員等を含む組合の指揮監督のもと組合の業務に従事しているものをいう。

(関連規程等の準用)

第3条 役職員等の個人情報に関する管理等において、本規程に定めがある事項を除き、「個人情報保護管理規程」「システム等運用管理規程」「機密文書管理規程」その他、組合が定めた個人情報に関する定めを準用するものとする。

(利用目的等)

第4条 役職員等に関する個人情報及びその利用目的は別表に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- ・別表中、区分：役職員/種別：基本情報の内容に「個人番号」を加え、第1条(目的)中「(平成25年5月31日・法律第27号)」、「の次に、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発第0414第18号厚生労働省保険局長通知。)」を加え、平成29年5月31日

から施行する。

- ・附則中、『平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する』を『平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する』に改め、平成３０年４月１日から施行する。

役職員等の個人情報に関する規程 別表：

健康保険組合の役職員に関する個人情報及び利用目的

区分	種別	内容	利用目的
役職員	基本 情報	氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・基礎年金番号・ <u>個人番号</u>	人事管理・社会保険、雇用保険その他法令上必要となる手続・福利厚生関連・業務連絡、緊急連絡先把握のため
	人事 関連 情報	学歴・資格・免許・職歴・賞罰・所属部署・職位・人事評価・給与・賞与・退職金算定内容	配属・昇降格・昇降給・給与査定等の人事管理・源泉徴収その他法令上必要となる手続のため
	健康 情報	健診結果・病歴・健康状態・服薬歴・障害有無	健康管理・休職決定等人事管理のため
	家族 情報	家族構成・基本情報・扶養有無	基本情報、人事関連情報と同様
退職者	役職員と同様		退職金支払・退職後の連絡等人事管理のため
採用 応募者	役職員と同様。 ただし、人事評価等採用後に保有することとなる 情報を除く		採用可否、雇用条件、採用後配属先等の検討のため

上記のうち、個人番号が付された情報については、特定個人情報として取り扱うものとする。

この場合の利用目的は番号法第9条第3項に定める事務の範囲内（源泉徴収・社会保険・雇用保険等関連事務等）とする。